

令和5年第12回寄居町農業委員会総会議事録		
開催年月日	令和5年12月25日（月）	
開催場所	寄居町役場 全員協議会室	
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後2時24分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	欠		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	欠		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢那瀬 信一郎	出
10	中 島 英 樹	欠		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明
 書 記 青木智史
 書 記 権田貴大

事務局長 議長	(起立・礼・着席の発声) ただいまから令和5年第12回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、中島広文委員、中島英樹委員、福島隆志委員から欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。 現在の出席委員は12名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局長	令和5年第12回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、議案第92号、買受適格証明について。 日程第3、議案第93号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。 日程第4、議案第94号、農地法第5条の規定による許可の取消申出について。 日程第5、議案第95号から議案第102号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。 日程第6、議案第103号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 日程第7、議案第104号、農用地利用集積等促進計画の案について。 以上です。
議長	それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
議長	(委員から「なし」の声) それでは、新井徹委員と金子達委員をお願いいたします。 続きまして、日程第2、議案第92号、買受適格証明についてを議題といたしますが、梅澤功委員が関係のある事項に該当するため、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで、退席をお願いいたします。
議長 事務局	(梅澤委員退席) それでは議案第92号について、事務局の説明を求めます。 議案書の1ページをご覧ください。 買受適格証明につきましては、農地の競売や公売に参加するために必要な証明で、農地法に基づく許可が得られる者であるかということを証明するものです。 今回は、農地として取得するための公売参加であることから、農地法第3条の基準により審査するものです。 また、この申請者が買受適格証明を受けることができ、公売入札に申し込みをし、最高価買受申出人となり、売却が決定された場合には、改めて農地法第3条の許可申請が提出されることとなります。 その3条許可申請提出後の事務処理についてですが、今回の買受適格証明におきまして、3条許可基準での審査を行うことから、3条許可申請内容が、今回の証明時のものと異ならなければ、総会に諮らずに3条許可を行うことができるものとされていますので、買受適格証明と合わせまして、3条許可申請が出された場合の、その後の事務処理につきましても、議案表下のとおり行ってよろしいかの御審議をお願いいたします。 なお、今回御審議頂きます公売のスケジュールの概要ですが、2件ともに関東信越国税局が

	実施するもので、入札期間は令和 6 年 1 月 9 日から 1 月 18 日まで、開札日は 1 月 23 日、売却決定は 2 月 13 日となっております。 それでは、議案第 92 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。 申請内容は、議案書のとおりです。 申請者は、家族で当町や隣接市で広く農業を営んでおり、今回の申請地につきましては、現在の自作地に近く、規模拡大に適していることから取得したいと考え、公売参加を希望したとのことです。 なお、申請者の借入地がある隣接市の農業委員会にも確認しておりますが、申請者と世帯構成員の現在の所有地や借受地に不耕作や違反転用はありません。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号、全部効率利用、第 4 号、農作業常時従事、第 6 号、地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。
戸屋委員	戸屋委員。 この間、現地の確認を行いました。地図をご覧頂くと、申請地の隣接地は耕作放棄地となっております、木が生い茂っています。 今回の申請地については、梅澤委員にも確認しまして、重機もあるので、息子と一緒に、耕作地に再生するという事で、地元でも賛成しています。 梅澤さんはご家族で一生懸命に農業をされており、問題ないものと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。
	(委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 92 号、買受適格証明の交付及び証明交付後の農地法申請手続きについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 92 号は原案のとおり、決定いたします。 議案審議が終了しましたので、梅澤委員は復席をお願いいたします。 (梅澤委員、復席)
議長	続きまして、日程第 3、議案第 93 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について議題といたします。 それでは、議案第 93 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 2 ページをご覧ください。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。 それでは、議案第 93 号について御説明申し上げます。別冊の案内図と併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者は、平成 9 年に自宅を建て替えし、子どもと同居を始めました。 その翌年に、塀と物置を作ったところ、それらが農地部分にかかってしまっていたとのことです。

	案内図下の公図を御覧頂きますと、宅地と書いてある〇〇番と〇〇番が申請者の自宅です。 その自宅北側の〇〇番の農地の一部が、自宅の西側に細く入り込んでいたことから、自宅敷地と一緒に、塀で囲ってしまったようです。本申請地は、転用する部分のみを〇〇番から分筆いたしまして、〇〇番となっております。 もう1つの申請地〇〇番につきましては、平成19年に、同居していた子どもが結婚して、自動車を購入することになり、駐車場が不足したことから、南側の農地の〇〇番の一面にカーポートを作ってしまったとのことです。本申請地は、転用する部分のみを〇〇番から分筆いたしまして、〇〇番となっております。 今回の申請につきましては、この先、子や孫が困ることがないように、農地転用許可を得ておきたいとのことで、始末書を添えての申請となっております。 なお、本申請地は、令和4年7月4日付けで除外となっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第1種農地となりますが、農地法施行規則第33条第4号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外で許可となるものとされております。 その他、農地法第4条第6項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましては、全て問題はないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元の委員のご意見をお願いいたします。
清水推進委員	清水推進委員。 中島委員がご欠席ですので、ご説明申し上げます。 昨日、申請人宅に伺いまして、事情を伺いました。 先程、事務局から説明がありましてとおり、農地の一部が宅地に取り込まれていたとのことで、後追いながら、整理をしたいとのことです。 また、南側の土地についても、車庫などに利用がされていますが、整理したいとのことでございます。
議長	周辺はすべて申請人の農地でありますし、近隣に及ぼす影響もないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
新井委員	他にご意見はございませんか。
事務局	新井委員。 許可後の申請人の宅地面積の合計を教えてください。 新井委員の御質問に回答いたします。 現在の居宅敷地の合計が933.11㎡、今回の申請地を足し上げた面積については、1,045.11㎡となります。
議長	他にご意見はございますか。
議長	(委員から「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第93号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第93号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。

議長 事務局	続きまして、日程第 4、議案第 94 号、農地法第 5 条の規定による許可の取消申出についてを、議題といたします。 それでは、議案第 94 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 3 ページを御覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的で転用を許可するものですが、その取消しにつきましては、許可を得た後に、その許可の取消を求めるものでございます。 それでは、議案第 94 号について御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。 取消申出等の内容については、議案書のとおりとなります。 平成 19 年に、この 5 条許可を受けた譲受人は、隣接町で製麺業を営む法人で、平成 19 年に、事業拡大のため、本申請地及び、隣接する北側の〇〇番の 2 筆を使って店舗の出店を計画し、町開発協議の締結と、賃貸借での 5 条許可を取得しておりましたが、その後、建設経費の高騰等のため、出店計画が頓挫し、平成 29 年に、町開発協議に基づく建設工事取止め手続を行っております。 今回、本申出地の 5 条許可の取消を申し出た経緯としましては、譲受人が、開発の取止め手続を行い、開発の実行がなくなったこと、また、農地転用許可を取得した土地は、固定資産税が宅地並み課税となるため、土地を貸している譲渡人から、5 条許可の取消しを行ってほしいとの要望があったためとのことです。 本取消申出地は、5 条許可は得ましたが、許可事由が賃貸借であったため、譲受人に所有権移転はされておらず、また、現地も造成工事に着手したことはなく、農地のままで現在に至っており、除草等の保全管理が行われています。 なお、本取消申出地とは別の申請でしたが、同時に 5 条許可を得ている北側の〇〇番は、当時の許可事由が売買で、許可後に、譲受人に所有権移転してしまっているため、許可の取消ができない状況にあり、そのことについては、譲受人側は承知しております。 本許可の取消につきましては、すでに開発の取止め届出がされており、現地の着手もなかったことから、問題ないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。 吉田委員。
吉田委員	昨日、栗原推進委員と現地を確認し、譲渡人にお話しを伺いました。 申出者の代表にもお話しを伺いまして、自身も高齢になり、計画の実行する意思はないとのことでした。 以上となります。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 94 号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 94 号は、原案のとおり知事に意見を送付します。

事務局	続きまして、日程第 5、議案第 95 号から議案第 102 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは議案第 95 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案書の 4 ページを御覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第 95 号について御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、本申請地西側隣接地の〇〇番と〇〇番を自宅として生活しておりますが、埼玉県が、譲受人の自宅南側、案内図、下の図面で「水」と書いてある「〇〇川」の砂防工事で拡幅改修を行うに当たり、譲受人の自宅南側と西側の一部が用地買収に掛かることとなり、現在の自宅進入路が失われることとなったため、自宅進入路の代替地として、本申請地を取得するやむを得ない事情が生じたことから、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。
議長	説明は以上です。 この件について、地元委員のご意見を伺います。
石附委員	石附委員。 23 日に坂本推進委員と現地を確認しました。 説明のとおり、自宅前に水路がありまして、増水の度に法面が崩れてしまうとのことで、地元の要望が叶い、工事が始まったとのことです。 この度の申請人の自宅へ進入する橋が河川に橋が架かっており、工事に伴い、この橋を撤去しなくてはいけないということで、この度の申請地の位置を新しく転用して進入路にするとのことです。
議長	この計画の適正性ですが、申請地は遊休地になっていまして、周囲は畑もございまして、小規模の畑でございまして、許可要件も問題ないものと考えます。 他にご意見はございませんか。
議長	(委員から「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 95 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 95 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 次の議案第 96 号並びに議案第 97 号については関連がありますので、説明は一括にてお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (委員から「異議なし」の声)
議長 事務局	それでは議案第 96 号並びに議案第 97 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 96 号並びに議案第 97 号について御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。

	申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、都内で生活していましたが、自然豊かな場所への移住を決意し、令和4年1月に、本申請地に隣接する〇〇番地に建つ中古住宅を購入し、居住しておりますが、道路から自宅に出入りするための実質的な進入路がないことから、〇〇番を借り受け、自宅への進入路と駐車場敷地として使用したいと思い、申請に至ったとのことです。 なお、この申請地〇〇番については、令和4年7月4日付けで、除外となっております。 また、この申請者の居宅は、案内図記載の浄水場よりも高い位置にあることから、上水をポンプアップする必要があり、そのポンプ小屋が、〇〇番に既に設置されていることから、議案第96号の申請地と併せて、許可を受けたいと思い、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項、第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元の委員のご意見を伺います。
坂本推進委員	坂本推進委員。 23日に石附委員と現地を確認してまいりました。事務局から説明がありましたが、議案の96号については、道路からすこし下ったところへ、小屋が設置されておりました。 譲受人に話を伺いまして、2年前に不動産業者を通して、中古物件を購入したとのことです。小屋については、自宅へ水を送るポンプ小屋とのことで、周りは雑木林になっており、問題ないものと思います。 次に議案97号ですが、浄水場の北側に自宅がありますが、浄水場用地の端の坂を登り、自宅に出入りしているとのことです。 専用の通路を設けたいとのことで申請がされていますが、現地は雑木林になっており、特段の問題はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。
議長	(委員から「なし」の声) よろしいですか。それでは順に採決いたします。
議長	議案第96号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第96号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第97号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第97号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第98号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第98号について御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、現在、妻と子の3名で、譲受人の実家で両親とともに生活しておりますが、子どもが成長し、実家では手狭な思いをしており、両親と協力しながら生活を送ることのできるよう、実家の近隣で自己用住宅の建築を検討していたところ、本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。

	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項、第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。
坂本委員	坂本委員。 譲渡人については、遺産相続で分散して相続したようです。申請地は隣接地がわたしの土地なので、よく承知しています。
議長	問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第98号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第98号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。
事務局	続きまして、議案第99号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第99号について御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は現在、〇〇付近で中古自動車の販売や自動車部品加工等を行っている法人ですが、現在の事業敷地が手狭となっており、近隣で利用できる土地を探していたところ、譲受人の代表者が住んでいる男衾地区内の本申請地を譲り受けられることとなり、現在の事業地からも比較的に近いことから、効率的に利用できると考え、申請に至ったとのことでした。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項、第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見ををお願いいたします。
吉田委員	吉田委員。 こちらも昨日、栗原推進委員と現地を確認しました。申請地については、若干の草が繁茂していましたが、問題ないものと思われます。 地名地番を元に、譲受人の所在地に出向きましたが、事務局が設置してあるのみで、人の気配は感じられませんでした。当住所の所在地の実態が不明だったのが調査時の報告ですが、その点教えて頂けますでしょうか。
議長	事務局。
事務局	住所検索等で現地に向かっていたかと、吉田委員が仰ったとおり、別会社の住所地に案内されてしまいますが、当法人の地番地については、その事務所から国道向かい側にございまして、当法人の資材置場が設置されております。
議長	吉田委員。
吉田委員	それであれば、問題ないものと思います。よろしくをお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。

議長	(委員から「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 99 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 99 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次の議案第 100 号並びに議案第 101 号については、関連がありますので、説明は一括にてお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (委員から「異議なし」の声)
議長 事務局	それでは、議案第 100 号並びに議案第 101 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 5 ページをご覧ください。 それでは、議案第 100 号並びに議案第 101 号について御説明申し上げます。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 はじめに、「寄居町男衾土地区画整理事業」について、概要をお話いたします。 町では、この「寄居町男衾土地区画整理事業」の周辺の土地を、平成 14 年に、都市計画上の第一種低層住居専用地域に用途指定しております。その後、住宅地開発を促進するエリアとして開発検討を行い、地権者や地元地域の方々と話し合ってきた結果、平成 28 年に、この事業区域内の土地所有者で構成された「区画整理組合設立準備会」が発足し、町の都市計画課が事務局となって、スタートしたものです。 その後、令和 4 年 9 月に、土地区画整理法に基づき、「寄居町男衾土地区画整理組合」の設立と、この事業の事業計画が認可され、令和 4 年 10 月から造成工事が開始となり、今月末を以って完工が予定されております。 造成工事の完了後は、今回の申請者・譲受人である、ハウスメーカーの〇〇が区画を販売し、住宅を建設していくこととなります。 それでは、案内図の A3 横の大きな土地利用計画図を御覧ください。 色が付いている部分が、今回の土地区画整理事業地になります。事業地全体の面積は、約 1.66 ha になります。 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業では、区域内にあった元の土地を整理し、この事業で言いますと、住宅用地となるように土地を区割りして、再配置、いわゆる「換地」を行うこととなります。 事業区域内は、元の土地は、全体面積 約 1.66 ha の約 9 割になる約 1.45 ha が農地でしたが、今回の土地区画整理事業の換地によって農地として残ることになる分は、太い赤線と青線で囲んだ部分の、合わせて約 0.35 ha が、今回の 5 条許可申請地となります。 申請地としては、灰色の区画道路があり、分断されるため、東側と西側に分かれた申請になりますので、議案としては 2 議案となっております。 本申請地以外の、区画道路、公園、防火水槽、ごみ置場、保留地は、土地区画整理事業によって新たに発生する非農地の土地であり、非農地ですので、農地転用許可は不要という扱いになります。 なお、この黄色で塗られた「保留地」は全面積で 0.93 ha あり、今回の申請地と共に、住宅用地として売却され、土地区画整理事業の事業費に充てられる土地になります。 申請者、譲受人については、隣接県に所在し、住宅建設を中心に事業を営む法人で、本事業の住宅用地が、自社の事業地として適していると考え、申請に至ったとのこと。

	本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項、第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。
栗原推進委員	栗原推進委員。 昨日、吉田委員と現地を確認してまいりました。こちらは造成工事も終盤で区画も分けられ、きれいになっております。
議長	問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。 (委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは順に採決いたします。議案第 100 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 100 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第 101 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 101 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
事務局	続きまして、議案第 102 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 102 号について御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、町内に本社を置き、主に、半導体及び電子機器産業向けの製造装置等の設計、製造を行う法人ですが、地元採用の従業員も増え、他市にある同社の製造サービス拠点と、当町内の本社との往来が非効率となってきたため、本社近くに製造サービス拠点の移転を検討していたところ、本申請地を買い受けられることとなり、申請に至ったということです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。
矢那瀬推進委員	矢那瀬推進委員。 昨日、小和瀬委員、中島英樹委員とわたし、そして譲渡人の 1 名も交え、現地を確認しました。譲渡人については、農業を営んではおりません。数年前までは地元の造園屋さんに貸していたそうですが、数年前に返却され、保全管理に苦労していたそうです。
議長	説明は以上ですので、ご審議をお願いいたします。 他にご意見はございませんか。

議長	(委員から「なし」の声) よろしいですか。それでは、採決いたします。 議案第 102 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 102 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 5、議案第 103 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたしますが、梅澤功委員が申請人となっておりますので、農業委員会等の関する法律第 31 号の規定により、審議開始から終了まで、退席をお願いいたします。 (梅澤委員退席)
議長 事務局	それでは、議案第 103 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 6 ページをご覧ください。町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定が必要となるため、御審議いただくものです。 それでは、議案第 103 号につきまして、説明いたします。 今回の計画は、全 21 筆で、合計面積が 26,667 m²です。 農地の内訳は、議案書の右下のとおりになります。 表の下、の、整理番号 17 番から 21 番の貸借について御説明いたします。 この地域での農地中間管理事業の 10 a 当たりの賃料は整理番号 20 の金額となりますが、この筆以外の 4 筆につきましては、イチゴ栽培用の農業用ビニールハウスを設置するため、通常よりも高い賃料設定となっております。なお、施設設置に関する届出につきましては、令和 6 年 2 月に提出される予定となっております。 今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。
議長	(委員の中から「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 103 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 103 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。 議案審議が終了しましたので、梅澤委員は復席をお願いいたします。 (梅澤委員復席)
議長	続きまして、日程第 7、議案第 104 号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第 104 号について、事務局の説明を求めます。 議案は 7 ページになります。 議案第 104 号につきまして、御説明申し上げます。 この「農用地利用集積等促進計画」は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づくもので、同法第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。 農地中間管理事業の農地の貸し借りを簡単に申し上げますと、まず、利用権設定の制度の

	下で、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受けます。 次に、埼玉県農林公社が地権者から借り受けたその農地を、借受希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。 今回、転貸する農地 5 筆の借受希望者は 1 名で、議案書のとおりです。 転貸する農地の位置については、8 ページの審議用資料図面を御覧ください。 赤丸の枠の中の赤線で囲んだ水色の農地が、今回、転貸する農地になります。西側の一団になった 4 筆が、先ほどの議案第 103 号で御説明いたしました、イチゴ栽培用の農業用ビニールハウスを設置する農地になります。 なお、当農業委員会が、この計画案を承認決定した場合の、その後の流れを申し上げますと、町から埼玉県農地中間管理機構に、この計画案を送付し、その後、埼玉県農地中間管理機構内での決定を経まして、埼玉県知事が認可・公告を行い、借受希望者に転貸されることになります。 説明は以上でございます。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 104 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 104 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 以上で全ての議案審議が終了しました。 委員さんから、何かありましたらお願いいたします。 清水推進委員。
清水推進委員	議案の農用地利用集積等促進計画の「等」について何を指しているか教えてください。
議長	事務局。
事務局	この場で正確な内容のご返答は難しいため、後日、皆様へ書面にて回答させて頂ければと存じます。よろしくお願いいたします。
議長	他に何かございませんか。 (委員から「なし」の声)
議長	事務局から何かありますか。
事務局長	事務局から 1 点、ご連絡いたします。 次回の総会ですが、1 月 26 日、金曜日となりますが、開会時刻については、議案数により開催通知でご案内したいと存じます。 現在の予定でございますと、15 時 30 分若しくは 16 時からと予定しておりますが、ご承知おきをお願いいたします。 繰り返し申し上げます。 次回の総会については、1 月 26 日、金曜日となりますが、開会時刻については、議案数により開催通知でご案内したいと存じます。 現在の予定でございますと、15 時 30 分若しくは 16 時からと予定しておりますが、ご承知おきをお願いいたします。 以上、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、他に無いようですので、令和5年第12回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局長

(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

金子 達 委員

新井 徹 委員

以上2名を選任する

上記顚末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年12月25日

議 長

室岡重雄

委 員

新井 徹

委 員

金子 達